

令和4年度（任継組合員向け）人間ドック等検診事業実施要項

1. 目 的

指定する検診機関で人間ドックを実施し、潜在する生活習慣病等を早期に発見することにより、任意継続組合員の健康の保持及び増進を図る。

2. 対 象 者

令和4年4月1日現在満35歳以上の公立学校共済組合高知支部（以下「共済組合」という。）の任意継続組合員で、人間ドック受診日において引き続き組合員資格を有する者。

3. 実施機関、実施定員及び自己負担金

別紙1「令和4年度人間ドック等実施機関一覧表」のとおり
ただし、自己負担金は受診時に検診機関の窓口で支払うものとする。

4. 実施期間

令和4年5月下旬から令和5年3月中旬まで

5. 検査項目

別紙2「令和4年度人間ドック等検査項目一覧表」のとおり

6. 申込み方法

希望する本人が必ず下記事項に同意したうえで、指定の「任意継続組合員人間ドック申込書」に必要事項を記入し、**申込期限（令和4年4月18日（月））**までに共済組合へ提出するものとする。

【同意事項】

① 個人情報に関する事項

- (1) 受診案内を効率的に実施するため、「任意継続組合員 人間ドック申込書」に記載された個人情報及び共済組合が保有する個人情報を受診予定の検診機関へ提供すること。
- (2) 人間ドック等の検査結果を特定健康診査の健診結果として共済組合が取得し、健康増進に資する事業や特定保健指導の実施に利用すること。（外部委託している業務については委託会社に対して必要な個人情報を提供します。）
- (3) 国及び地方公共団体等から人間ドック等の検査結果を特定健康診査、特定保

健指導及び健康増進を目的とした統計資料の作成を目的として提供依頼を受けた場合に、個人を特定できない統計情報として提供することがあること。

② 申込・決定に関する事項

(1) 決定を受けた場合であっても以下に該当する場合は、当該決定は失効すること。

- ・受診時において任意継続組合員の資格を喪失している場合
- ・日程調整が難航したことにより当該年度中に受診できなかった場合

(2) 決定となった後、検診機関を変更することはできないこと。

(3) 実施期間中に、決定の取消しや申込みの取り止めなどにより欠員が生じた場合であっても、追加申込みや決定は行わないこと。

③ 受診に関する事項

人間ドック等については特定健康診査の検査項目を包含しているため、検査項目等を欠落することのないよう努めること。

また、一部の検診機関においては、人間ドック等に併せて生活習慣を見直すことを目的とした特定保健指導（初回面談）を実施することを基本とするので、対象となった方は必ず受診すること。

なお、原則として本人及び検診機関のやむを得ない事情等により検査項目の一部を実施しなかった場合であっても自己負担額の減額は行わないこと。

7. 受診者の決定

検診機関ごとの申込人数が実施定員の範囲内である人間ドック等については、申込者全員を受診者として決定し、申込人数が実施定員を超過している人間ドック等については、以下の抽選条件により受診者を決定する。

第1抽選（受診履歴）

優先 順位	抽 選 条 件	優先 順位	抽 選 条 件
1	過去5年間に1回も受診していない	6	過去5年間でR3年度の1回のみ受診
2	R3年度未受診で過去5年間に1回受診	7	過去5年間でR3年度を含めて2回受診
3	R3年度未受診で過去5年間に2回受診	8	過去5年間でR3年度を含めて3回受診
4	R3年度未受診で過去5年間に3回受診	9	過去5年間でR3年度を含めて4回受診
5	R3年度未受診で過去5年間に4回受診	10	過去5年間で全て（5回）受診

※ 抽選条件の受診回数は、受診した検診区分の種類（泊、1日、婦人及び脳）を問わず、いずれの場合であっても1回として累積する。
（現職時に受診した受診履歴も含みます。）

第2抽選（年齢）

順位	年 齢	順位	年 齢
1	35 歳	5	50 歳
2	59 歳	6	45 歳
3	60 歳以上	7	40 歳
4	55 歳	8	58 歳～（1歳下がるごとに順位を1つ下げる）

※ 年齢は令和4年4月1日現在となります。

8. 追加申込みの取扱い

当初募集において検診機関に欠員が生じた場合に、当初募集において不決定となった者が欠員の生じた検診機関で受診を希望するときにあらかじめ申込みを行うことができる取扱いです。

このため、追加申込みの取扱いでは、検診機関を選択することはできません。追加申込みを希望するときは、「任意継続組合員 人間ドック申込書」の追加申込みの項目の「1. 希望する」へ○をしてください。希望しない場合は「2. 希望しない」へ○をしてください。

なお、対象者に係る要件等（申込対象者、抽選及び決定）は当初募集と同じ取扱いとなります。